

公的資金補償金免除繰上償還について

1 制度概要等

地方自治体が借り入れている高金利の公的資金（財政融資資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金のうち金利5%以上のものの一部）について、平成19年度からの3年間に限り、5兆円規模の補償金なしの繰上償還が認められることとなった。

繰上償還を行うにあたっては、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の策定が必要とされており、本市においても普通会計、下水道事業会計、高速鉄道事業会計、水道事業会計、病院事業会計において策定し、国の計画承認を受けたところである。

2 本市の繰上償還時期別の繰上償還額(公的資金合計)

本市の繰上償還額は、総額で約806億円である。

(単位：百万円)

	19年度末	20年度 9月期	20年度末	21年度末	合計
普通会計	4,664	1,405	5,273	6,054	17,396
下水道会計	5,676	0	0	0	5,676
高速鉄道会計	10,630	18,843	5,378	5,542	40,393
水道会計	5,423	4,743	3,757	2,877	16,800
病院会計	364	0	0	0	364
合計	26,757	24,991	14,408	14,473	80,629

3 本市の繰上償還に伴う公債費負担(利子)軽減効果試算

今後、総額約140億円の利子軽減効果が見込まれる。

(単位：百万円)

普通会計	2,609
下水道会計	671
高速鉄道会計	6,262
水道会計	4,382
病院会計	27
合計	13,951

4 仙台市立病院経営健全化計画の概要

(1) 計画名 「仙台市立病院経営健全化計画」

(2) 計画期間 平成 19 年度から平成 23 年度まで (5 年間)

(3) 基本方針

平成 19 年度に実施する公的資金補償金免除繰上償還を契機として、仙台市立病院経営健全化計画を策定し、更なる経営の効率化を行い経営の健全化に取り組んでいく。

(4) 経営健全化に関する主な施策

① 医業収支比率の向上

医業費用に対する医業収益の割合を高めるため、各種業務の効率化に努めるとともに医業収益の増加に向けた各種取り組みを強化する。

② 入院収益の向上

平成 19 年 6 月からは 7 対 1 看護を行うなどして、より安全で質の高い看護の提供を行うとともに診療収入の向上を図っている。

③ 外来収益の向上

病診連携を強化し新外来患者数を増加させることにより、外来患者 1 人 1 日あたりの診療収入の向上を図る。

④ 病床利用率の向上

入院患者の積極的な受け入れにより、病院の効率的運営の重要な指標である病床利用率を向上させる。